



# 山形県公報

平成18年9月29日(金)

号 外(36)

## 目 次

### 条 例

入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例.....(病院事業局)... 1

## 本号で公布された条例のあらまし

入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 (県条例第50号) (病院事業局)

- 1 入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成18年10月1日から施行することとした。

## 条 例

入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県条例第50号

入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例の一部改正)

第1条 山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例(昭和24年5月県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表保険診療の項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改める。

(山形県立病院料金条例の一部改正)

第2条 山形県立病院料金条例(平成14年10月県条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表保険診療の項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。